

2025年度春学期 サークル各種手続きについて

概要（スケジュールおよび申請手続内容）

日程	申請手続内容
1月28日(火) 10:00～ 2月6日(木) 16:00 ※2月6日(木) 16:00まで延長	サークル講習会 参加申込期間 ※1/27(月) 正午時点の正規生・公認サークル三役に権限を付与
2月26日(水) 15:00～	第1回 サークル講習会
2月28日(金) 15:00～	第2回 サークル講習会
3月4日(火) 15:00～	第3回 サークル講習会
3月11日(火) 10:00～ 3月17日(月) 16:00	公認サークル 継続・新規設立申請期間 サークル会長の確認 サークル会員名簿の提出期間（新2年生以上を記載）
4月7日(月)～4月11日(金)	「会計報告書」の提出期間 「飲酒に関する誓約書」の提出期間
4月15日(火) 10:00～ 4月30日(水) 16:00	サークル会員名簿の提出期間（新1年生も含めて記載） 所属サークル登録期間

1. はじめに

早稲田大学のサークル「公認」資格は年度ごと（7月1日～翌年6月30日）の更新となっています。「公認」資格の継続を次年度も希望する場合、または公認サークルの新規設立を希望する場合、指定の期間に所定の手続きを行う必要があります。「公認」資格を継続しないサークルは公認サークルではなくなり、2025年7月1日（火）以降、各種便宜供与（学生会館の使用等）が受けられなくなります。

なお、2025年度の公認サークル継続・新規設立申請手続きは、一部の手続きを除きweb上での申請となります。本手引きに記載されている内容を必ず確認し、漏れのないように手続きを行ってください。

参考資料：[2024年度公認サークル一覧](#)（団体の種類や分類番号を各自でご確認ください）

2. サークル講習会について

公認サークルの継続・新規設立申請、課外活動補助金申請を行うためには、サークル講習会に参加する必要があります。開催の概要および参加申請方法については、以下を参照してください。

開催日時	第1回： 2月26日(水) 15:00～ 第2回： 2月28日(金) 15:00～ 第3回： 3月4日(火) 15:00～
------	---

	※いずれか1回に参加してください。
開催形態	オンライン会議システム (Zoom) ※URL は申請者に後日共有します。
申請方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 公認サークル継続申請用 サークル講習会 参加申込フォーム ● 公認サークル新規設立申請用 サークル講習会 参加申込フォーム ● 課外活動補助金のみ申請の個人・サークル用 サークル講習会 参加申込フォーム ※三役のうちいずれか1名が申請してください。
申請期間	1月28日(火) 10:00 ~ 2月6日(木) 16:00 ※2月6日(木) 16:00 まで延長
申請者	以下のとおり申請権限を付与します。 <ul style="list-style-type: none"> ● 公認サークル継続申請：1月27日(月) 正午時点で大学に登録されている三役 ● 公認サークル新規設立申請：1月27日(月) 正午時点の正規生 ● 課外活動補助金のみ申請の個人・サークル：1月27日(月) 正午時点の正規生
備考	<ul style="list-style-type: none"> ○原則、三役のうち1名が参加してください。 ○サークル講習会開始後は入室を許可しません。 ○サークル講習会への不参加または途中で退席した場合は、公認サークルの新規設立・課外活動補助金の申請はできません。

3. 公認サークル継続・新規設立申請について

公認サークルの継続・新規設立申請を行うには、サークル講習会の参加後、以下記載の所定の手続きが必要となります。

3.1. 公認サークル継続・新規設立申請とサークル会員名簿の提出

公認サークル継続・新規設立申請には、会長や三役などサークルの基本情報およびサークル会員名簿の提出が必要です。サークル会員名簿は、以下の申請用フォーム内に提出欄がありますので、所定の書式に会員の学籍番号、氏名を入力の上、提出してください。

なお、公認サークルの設立要件で定められている「早大生で21名以上」の「構成員」がいることを満たすためには、サークル会員名簿への記載および各サークル員が所属登録を行う必要があります(所属登録については「3.4. 所属サークルの登録」を参照してください)。どちらか一方でも申請漏れがある場合は、構成員として認められませんので、注意してください。

申請方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 公認サークル継続申請用フォーム ● 公認サークル新規設立申請用フォーム ※三役のうちいずれか1名が申請してください。
申請期間	3月11日(火) 10:00 ~ 3月17日(月) 16:00
申請者	以下のとおり申請権限を付与します。 <ul style="list-style-type: none"> ● 公認サークル継続申請：3月10日(月) 正午時点で大学に登録されている三役 ● 公認サークル新規設立申請：サークル講習会の参加申請時に登録した三役
備考	<ul style="list-style-type: none"> ○サークル会員名簿の書式は こちら です。 ○サークル会員名簿の提出については以下の期間で、2025年度の新入生を含めた追加提出を受け付けます。 4月15日(火) 10:00~4月30日(水) 16:00 ※5月以降も毎月、提出期間を設定します。

	<p>○学術院承認サークルとして新規設立を希望するサークルは、申請期間前に所属の学術院事務局まで相談してください。</p> <p>○公認サークルの新規設立を希望する団体は、活動内容や団体の運営状況などを確認する面談を実施します（15分程度）。面談は3月27日（木）～4月9日（水）にて実施します。日程調整はフォームおよびメールにて行います。</p>
--	--

3.2. サークル会長の確認について

公認サークルの継続・新規設立申請の際には、会長による申請内容の確認が必要となります（署名・捺印は省略）。

なお、公認サークルの会長は、サークルの活動に直接的な責任を負わないものの、指導的立場としてサークルを監督する役割を担っています。メールでの連絡のみならず、必ず対面でご挨拶をするなど、日頃からコミュニケーションを取るよう努めてください。

申請方法	「3.1. 公認サークル継続・新規設立申請とサークル会員名簿の提出について」のフォーム内に格納されている書式に必要事項を入力の上、サークル会長にメール等で確認を依頼する。
申請期間	3月11日（火）～3月17日（月）
備考	○会長の兼務数には制限があります。詳細は学生生活課 web サイトで確認してください。

3.3. 会計報告書・飲酒に関する誓約書の提出

公認サークルの新規設立申請の際には、会計報告書および飲酒に関する誓約書の提出が必要です。

提出方法	<p>【会計報告書】</p> <ol style="list-style-type: none"> 「3.1. 公認サークル継続・新規設立申請とサークル会員名簿の提出について」のフォーム内で、過去1年間の総収入額・総支出額の申請を行う。 書式を用い、過去1年間（2024年4月1日～2025年3月31日）の会計報告書を作成する。領収書は会計報告書の領収書貼付用紙に貼り付ける。 印刷した原本を併せて、学生生活課事務所の窓口¹に直接または郵送で提出する。 <p>【飲酒に関する誓約書】</p> <ol style="list-style-type: none"> 飲酒に関する誓約書の書式（「3.1. 公認サークル継続・新規設立申請とサークル会員名簿の提出について」のフォーム内）をダウンロードし、印刷する。 誓約事項を確認し、幹事長が署名・捺印を行ったものをスキャンし、「3.1. 公認サークル継続・新規設立申請とサークル会員名簿の提出について」のフォーム内で申請を行う。 会計報告書と併せて、原本を学生生活課事務所の窓口¹に直接または郵送で提出する。
提出期間	4月7日（月）～4月11日（金）
提出者	サークル講習会の参加申請時に登録した三役
備考	○学生生活課事務所の開室時間は平日 10:00～16:00 です。窓口提出の場合は、事務所開室時間内に提出してください。

	<p>○郵送提出の場合、「レターパック」(「レターパックプラス」または「レターパックライト」) を利用し、以下の宛先まで送付してください。送料はサークル負担となります。なお、郵送事故等は勘案できません。また、学生生活課から受領連絡は行いません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>〒162-8644 新宿区戸山1-24-1 早稲田大学学生生活課<課外デスク>宛 ※「会計報告書在中(サークル名)」と付記すること。</p> </div>
--	---

3.4. 所属サークルの登録

サークルに所属する会員が、My Waseda の申請フォームから所属サークルの登録を行ってください。

申請方法	<p>下記の My Waseda 申請フォームより必要事項を入力する。</p> <p>2025 年度春学期 所属サークル登録 (公認継続用)</p> <p>2025 年度春学期 所属サークル登録 (公認新規設立用)</p>
申請期間	<p>4 月 15 日 (火) 10:00~4 月 30 日 (水) 16:00</p> <p>※5 月以降も毎月、提出期間を設定します。</p>
申請者	<p>以下の通りフォームの権限を付与します。</p> <p>公認継続用：全学生</p> <p>公認新規設立用：3.1. で提出したサークル会員名簿内に記載されたサークル会員全員</p>

3.5. 結果発表について

6 月中旬に学生生活課 web サイトに 2025 年度公認サークルの一覧を掲出します。

4. 課外活動補助金申請について

4.1. 概要

課外活動補助金とは、あらかじめ申請した講演会、演劇・演奏公演、スポーツ大会、遠征等のイベントに対して、各サークルの補助金年度予算を上限として、その経費の半額を交付する制度です。

課外活動補助金を希望するサークルは、「サークル講習会」(「2. サークル講習会について」を参照)の参加が必須となります。また、申請手続きを行う前に「[課外活動補助金申請要項 \(2025 年度\)](#)」を熟読してください。

4.2. 手続方法

① 公認継続申請および公認新規設立申請を行うサークル

公認サークルの継続および新規設立申請の手続き時に併せて申請してください。

② 公認サークル以外の団体、または個人が申請する場合

以下の通り、申請を行ってください。

申請方法	<p>下記の MyWaseda 申請フォームより必要事項を入力する。</p> <p>2025 年度春学期 課外活動補助金のみ申請の個人・サークル用フォーム</p> <p>※申請期間外アクセス不可</p>
------	---

申請期間	3月11日（火）10:00～3月17日（月）16:00
申請者	サークル講習会参加申請時に登録した三役・個人

4.3. 結果発表について

6月中旬に学生生活課 web サイトに 2025 年度課外活動補助金決定コース・対象イベントの一覧を掲出予定です。

5. 部室について

学生会館には公認サークルが団体単位で利用できる部室がありますが、全ての公認サークルに対して与えられるものではありません。また、部室の利用資格は当該年度限りとなっており、継続して利用する場合は、毎年度以下に定める条件を満たし、所定の手続きを期間内に行う必要があります。

条件を満たさない、または手続きを期間内に行わない場合は、部室の利用資格が取り消され、指定する日時までに明け渡すこととなります。利用を希望するサークルは、以下を熟読し、漏れの無いよう申請を行ってください。

5.1. 単独部室について

単独部室とは、サークルが単独で占有できる部室のことです。利用基準はサークル区分ごとに異なります。

サークル区分	使用基準
学生の会	<p>学生の会には、原則「単独部室」が割り当てられ、毎年公認サークル継続申請をすることで、その利用を継続することができます。したがって、学生の会は「学生の会設立申請書」および「単独部室使用申請書」の提出は不要です。</p> <p>ただし、前年度に「合宿・遠征届」「活動報告書」「イベント実施報告書」のいずれも提出しなかったサークルは、単独部室の利用資格がなくなり、曜日指定部室（週3日利用）に変更されます。</p>
同好会	<p>以下の条件を満たし、学生の会に昇格する必要があります。昇格した時点から単独部室が利用できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●同好会として5回以上連続して公認サークル継続申請を行い、その後さらに5回以上連続して「学生の会設立申請書」を、公認サークル継続申請手続き期間中に学生生活課へ提出していること ●前年度に「合宿・遠征届」、「活動報告書」、「イベント実施報告書」のいずれかを年度内1回以上提出しており、かつ申請期間中毎年提出していること ●設立の趣旨および会の活動運営等について、特に問題のないこと ●学生の会昇格にふさわしいサークルであること
学外 NPO 等に所属するサークル 学術院承認サークル	<p>以下の条件を満たす必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●5回以上連続して公認サークル継続申請を行い、その後さらに5回以上連続して「学生の会設立申請書」を、公認サークル継続申請手続き期間中に学生生活課へ提出していること ●前年度に「合宿・遠征届」、「活動報告書」、「イベント実施報告書」のいずれかを年度内1回以上提出しており、かつ申請期間中毎年提出していること

●設立の趣旨および会の活動運営等について、特に問題のないこと

「学生の会設立申請書」および「単独部室使用申請書」の提出申請を希望するサークルは、継続申請期間中（3月11日（火）10:00～3月17日（月）16:00）に以下の申請フォームにて申請してください。申請要件を満たしている場合、申請書を送付します。なお、送付する申請書の提出期限は、申請書の送付とともにお知らせします。

[2025年度「学生の会設立申請」/「単独部室使用申請」/「サークル名称変更申請」フォーム](#)

5.2. 曜日指定部室について

曜日指定部室とは、複数のサークルが決められた曜日に利用できる部室のことです。利用可能日数は週1～3日で、以下の条件に応じて異なります。

<週3日使用>：10回以上連続して、「公認」資格継続の申請をしていること

<週2日使用>：5回以上連続して、「公認」資格継続の申請をしていること

<週1日使用>：2回以上連続して、「公認」資格継続の申請をしていること

※いずれの場合でも、曜日指定部室の利用を希望する前年度に、「合宿・遠征届」「活動報告書」「イベント実施報告書」のいずれかを1回以上提出している必要があります。

※複数のサークルが共用するため、荷物や備品の置場として部屋を占有しないように、他のサークルに配慮してください。

2025年度の曜日指定部室について、公認サークル継続申請手続きを行ったサークルに対して、学生生活課の窓口で申し込みを受け付けます。各サークルの使用権利日数は、3月下旬に学生生活課のホームページに掲載します。

詳細は3月下旬に学生生活課ホームページに掲載する「2025年度曜日指定部室の手続きについて」をよく確認してください。

6. サークルの名称変更について

名称の変更を希望するサークルは、以下を参照の上申請を行ってください。

申請方法	下記の申請フォームより必要事項を入力する。 2025年度「学生の会設立申請」/「単独部室使用申請」/「サークル名称変更申請」フォーム
申請期間	3月11日（火）10:00～3月17日（月）16:00
備考	○申請要件を満たしている場合、申請書を送付します。 ○サークル名は原則、登録してから3年間は変更できません。

以上

問合せ先：早稲田大学 学生部学生生活課 (kkd@list.waseda.jp)